

令和4年度  
第1回三重県地域医療対策協議会  
令和4年8月31日

**資料 1**

## 三重大学学生募集要項における地域枠入学者の 卒後の従事要件について

---

# 三重大学医学部地域枠入学者における卒後の従事要件について

- ・地域枠は、医師の総数確保および地域偏在の是正を主たる目的とした入学枠である。
- ・三重大学医学部地域枠入学者の卒後の従事要件は、三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラムに基づき、**卒後9年間で勤務する（うち一定期間を医師不足地域で勤務）**。 令和4年度現在

名称	対象	定員枠35 (うち臨時定員20)	入試方法	選抜方法	従事要件	左の従事期間のうち、医師不足地域における就業期間 ※2	奨学金の貸与
三重大学 地域枠 35名	地域枠A	三重県内出身者から選抜	推薦入試	別枠方式 ※1	●卒業後、三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラムに基づいて、三重県内で9年間従事する	医師少数区域及び医師少数スポットにおいて <b>1年以上</b> （臨床研修期間を除く）	三重県医師 修学資金の 貸与を受け ることが 条件
	地域枠B	三重大学が指定する県内の推薦市町の出身者で、 <b>推薦市町長および推薦病院の推薦を受けた者から選抜</b>  ●推薦市町 鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町、大台町、多気町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町、伊賀市、名張市、津市（旧美杉村に限る）、松阪市（旧飯南町、飯高町に限る）のいずれか  ●推薦病院 県立志摩病院、尾鷲総合病院、紀南病院、上野総合市民病院、岡波総合病院、名張市立病院、県立一志病院、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、松阪市民病院のいずれか			5 (5)	●卒業後、三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラムに基づいて、三重県内で9年間従事する  (ただし、臨床研修（2年間）は、推薦病院（基幹型）又は三重大病院のいずれかを選択する)	
	三重県 地域医療枠	全国から選抜	5 (5)	一般入試	●卒業後、三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラムに基づいて、三重県内で9年間従事する	医師少数区域及び医師少数スポットにおいて <b>1年以上</b> （臨床研修期間を除く）	
国が設定する 地域枠の定義 (令和4年度 から適用)	地元出身者もしくは全国から選抜		規定なし	別枠方式 ※1	●卒業後、当該都道府県内で9年間以上従事する ●将来のキャリア形成に関する意識の向上に資する都道府県のキャリア形成プログラムに参加すること	医師少数区域及び医師少数スポット等において4年間程度	問わない

※1 別枠方式とは、一般枠とは別枠の募集定員を設けること

2

資料：三重県調べ（令和4年5月末現在）

※2 医師不足地域とは、三重県医師確保計画に定める医師少数区域及び医師少数スポットを指す

【医師少数区域】東紀州医療圏。 【医師少数スポット】地域枠B推薦市町の区域、津市白山町、いなべ市、東員町、菰野町、亀山市

# キャリア形成プログラムにおける卒後の従事要件と誓約書の提出について

- 三重県においては、地域枠入学者に三重県医師修学資金を貸与し、卒後は三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラムに基づき勤務することを返還免除条件（卒後の従事要件）としている。

三重県地域医療支援センター  
キャリア形成プログラム

令和4年度版

令和4年3月改訂  
三重県地域医療支援センター

## ■2 適用対象者

このキャリア形成プログラムは、次に掲げる医師に対し適用します。

（令和3年度に卒後3年目になる医師から適用）

- (1) 三重大学医学部を次の選抜区分により入学し、三重県医師修学資金の貸与を受けた医師
  - ① 地域枠A
  - ② 地域枠B
  - ③ 地域医療枠
- (2) 三重県医師修学資金の貸与を受けた医師（(1)の者を除く。）(※)  
(※) 9年間コース選択者
- (3) 自治医科大学医学部を卒業した医師（令和元年度入学者から適用）
- (4) その他、本キャリア形成プログラムの適用を希望する医師

## ■3 プログラム期間等

キャリア形成プログラムは、卒後9年間のキャリア形成を定めたもので、このうち、卒後3年目以降に医師少数区域等での地域貢献を行います。

### キャリア形成プログラム（9年間）

臨床研修 （2年間）	後述のコースに基づき県内の医療機関で勤務 （7年間）												
県内の基幹型臨床 研修病院で研修	<p>【医師少数区域等での勤務期間】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>(1) ①地域枠A</td> <td>1年以上</td> </tr> <tr> <td>②地域枠B</td> <td>2年以上※</td> </tr> <tr> <td>③地域医療枠</td> <td>1年以上</td> </tr> <tr> <td>(2) 修学資金貸与者 （地域枠以外）</td> <td>1年以上</td> </tr> <tr> <td>(3) 自治医大</td> <td>別途定めます</td> </tr> <tr> <td>(4) その他</td> <td>1年以上</td> </tr> </tbody> </table>	(1) ①地域枠A	1年以上	②地域枠B	2年以上※	③地域医療枠	1年以上	(2) 修学資金貸与者 （地域枠以外）	1年以上	(3) 自治医大	別途定めます	(4) その他	1年以上
(1) ①地域枠A	1年以上												
②地域枠B	2年以上※												
③地域医療枠	1年以上												
(2) 修学資金貸与者 （地域枠以外）	1年以上												
(3) 自治医大	別途定めます												
(4) その他	1年以上												

※ 地域枠Bの医師少数区域等の勤務は原則、推薦地域で行います。

従事要件を  
を明示

要綱第2号様式

年 月 日

誓 約 書

三重県知事 宛て

住所

氏名

三重県医師修学資金返還免除に関する条例及び三重県医師修学資金貸与規則並びに三重県医師修学資金貸与要綱の規定に従い、三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラムに基づき医師業務に従事することを確約します。

添付書類

申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の写し

誓約書は2回提出することとしている  
卒前 貸与申請時（入学時）  
卒後 勤務コース選択時  
（臨床研修2年目）

# 卒後の従事要件・離脱要件に関する同意書の取得について

- 県は、国の方針に基づき、令和4年度入学志願者から、**卒後の従事要件・離脱要件**について取扱要項を制定し、**入学志願時に本人および保護者等から同意書**を取得している

様式1

## 同意書

三重県知事 様

- 私は、三重大学医学部医学科「地域枠A」、「地域枠B」または「三重県地域医療枠」に合格し、入学した場合は、入学初年度から三重県医師修学資金に応募し、貸与を受けるとともに、卒業後は、三重県医師修学資金返還免除に関する条例第二条に定める返還免除のための従事要件に基づいて勤務することに同意します。
- 私は、前項に掲げた従事要件からの離脱およびその手続き等については、「地域枠における卒後の従事要件等の取扱いに関する要項」に基づき取扱うことに同意します。

(以下、自筆で記入してください。)

令和 年 月 日

志願者 氏名： \_\_\_\_\_  
 生年月日： 昭和・平成 年 月 日生

保護者等 氏名： \_\_\_\_\_  
 志願者との続柄： \_\_\_\_\_  
 生年月日： 昭和・平成 年 月 日生

本人・保護者等から同意を取得

### 《個人情報の提供に関する同意書》

この同意書に記載した情報について、三重大学医学部に提供することに同意します。

志願者 氏名： \_\_\_\_\_

保護者等 氏名： \_\_\_\_\_

添付書類

志願者および保護者等の本人確認書類の写し

## 地域枠における卒後の従事要件等の取扱いに関する要項

令和3年8月25日  
 三重県医療保健部

- 趣旨**  
 地域枠における卒後の従事要件等について、「令和4年度地域枠等の定義について(事務連絡)」(令和3年4月28日付け厚生労働省医政局医事課長通知)が各都道府県衛生主管部(局)あてに通知されたことに伴い、その取扱いについて次のとおり定める。
- 対象者**  
 この要項において「地域枠」とは、三重大学医学部医学科の地域枠A、地域枠B、三重県地域医療枠をいう。
- 卒後の従事要件**
  - 地域枠は入学初年度から三重県医師修学資金に応募し、貸与を受けるものとする。
  - 地域枠における卒後の従事要件は、三重県医師修学資金返還免除に関する条例(平成16年三重県条例第1号。以下「条例」という。)第2条に定める返還免除のための従事要件とする。(表1)
  - 地域枠は、次項により離脱が承認される場合を除き、卒後の従事要件を履行するものとする。

表1 地域枠における卒後の従事要件の概要(条例第2条)

卒後の従事要件(9年間)	
2年間	7年間
臨床研修	三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラムのコースのうち、「三重大学医学部附属病院専門研修コース」に基づき県内の医療機関で勤務
県内の基幹型臨床研修病院で研修 <sup>※1</sup>	【医師少数区域等 <sup>※2</sup> の勤務期間】 ①地域枠A 1年以上 ②地域枠B 2年以上 <sup>※3</sup> ③地域医療枠 1年以上
※1 地域枠Bは三重大学医学部附属病院または推薦病院を選択する。	※2 医師少数区域および医師少数スポットを指す。 ※3 原則、推薦地域で行う。

詳細は、条例および三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラムを参照。

- 離脱に関する要件**  
 地域枠の卒後の従事要件からの離脱が認められる事由については、次のとおりとする。
  - 条例第3条に定める理由による場合 ← 死亡、疾病、災害等
  - 退学する場合
  - 医師国家試験不合格により医師免許の取得をあきらめる場合
  - 医師免許の取消し又は医師免許を返納する場合

従事要件

離脱要件



# 三重大学における卒後の従事要件と誓約書の提出について

- 三重大学においては、地域枠入学者の卒後の従事要件等について、学生募集要項に記載するほか、入学志願時に誓約書の提出を義務付けている。

具体的な勤務年数までは記載されていない

## ◎医学部 【推薦要件（抜粋）】

医学科：学校推薦型選抜地域枠では、卒業後、三重県地域医療支援センターのキャリア形成プログラムに沿って勤務し（注1）、三重県内での医療・医学の発展とその継続に貢献することを確約できる志願者を募集します。地域枠合格者には、「三重県医師修学資金」の貸与を受けていただくこととなります。

地域枠Aでは、入学後、医学部医学・看護学教育センターの指導・助言を受けて、医学部での地域医療の学習を行います。卒業後は、三重大学医学部附属病院又は三重県内の基幹型臨床研修病院での臨床研修プログラムに参加します（注2）。その後、専門医取得を目的として三重大学医学部附属病院群での専門研修プログラムに沿って研修します。また、出願時には、三重県での医療と医学の発展に貢献するにあたっての所信書の提出を義務付けます。

地域枠Bでは、1市・町から推薦できる人数は2名以内とします。地域枠B入学者は入学後、医学部医学・看護学教育センターの指導・助言を受けて、医学部での地域医療の学習を行います。卒業後は、三重大学医学部附属病院又は推薦病院での臨床研修プログラムに参加します。その後、専門医取得を目的として三重大学医学部附属病院群での専門研修プログラムに沿って研修します。また、出願時には、三重県及び推薦地域での医療と医学の発展に貢献するにあたっての所信書の提出を義務付けます。

一般枠志願者においても、卒業後一定期間、三重県内で医療・医学領域に貢献する意志のある志願者を募集します。また、出願時には、三重県での医療・医学に貢献するにあたっての所信書の提出を義務付けます。

三重県医師修学資金は、在学中に貸与を受け、医学部卒業後に、医師として一定の年数を三重県内の医療機関に勤務することにより貸与額全額の返還が免除されます。

ただし、応募者が貸与可能人数を超える場合には貸与できないことがあります。

詳細については、三重県医療保健部医療介護人材課の三重県医師修学資金のウェブサイトを参照してください。

（注1）医師不足地域での一定期間の勤務を含みます。

（注2）基幹型臨床研修病院とは、臨床研修病院のうち、他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって、当該臨床研修の全体的な管理・責任を有する病院をいいます。

## 誓約書

三重大学長 殿

私は、三重大学医学部医学科「地域枠 A」、「地域枠 B」または「三重県地域医療枠」に出願し、入学した折には、三重県医師修学資金の貸与を入学初年度より受けると共に、卒業後は、三重県地域医療支援センターのキャリア形成プログラムに沿って勤務し、三重県内での医療・医学の発展とその継続に貢献することを誓約します。

入学後は、医学部医学・看護学教育センターの指導・助言を受けて、医学部での地域医療の学習を行います。卒業後は、三重大学医学部附属病院または三重県内の基幹型臨床研修病院での臨床研修プログラムに参加し、その後、専門医取得を目的として三重大学医学部附属病院群での専門研修プログラムに沿って研修します。

令和 年 月 日

志願者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

生年月日 昭和・平成 年 月 日生

保護者等 氏名 \_\_\_\_\_ 印

（志願者との続柄 \_\_\_\_\_）

生年月日 昭和・平成 年 月 日生

# 全国の国立大学における卒後の従事要件について①

○ 地域枠を募集する全国の国立大学（37大学）においては、**学生募集要項において、具体的な勤務年数等を記載する大学も複数ある。**

○ **該当大学（7）：弘前大学、新潟大学、岡山大学、島根大学、山口大学、愛媛大学、長崎大学**

## 出願要件（一部抜粋）

弘前大学

（1）青森県内枠  
卒業後、直ちに青森県のキャリア形成プログラム（※）にしたがって、**臨床研修を含む9年間（うち4年間は医師の不足している地域）医療に従事すること**

新潟大学

新潟県が設定する修学資金を受給するとともに、医師免許取得後、直ちに、新潟大学医歯学総合病院又はそれ以外の県内臨床研修病院で卒後臨床研修に従事し、引き続き**新潟県が指定した医療機関に勤務（卒後臨床研修を含み9年間）**することを確約できる者

岡山大学

地域枠コース（岡山県）の入学者は、岡山県からの奨学金〔学費、生活費等に相当する額（年額240万円、月額20万円）〕を在学期間中（6年間）受給するとともに、医学科を卒業し医師免許取得後は、**義務年限期間（貸与期間の1.5倍の9年間）**に、岡山県知事が指定する県内の医療機関に勤務しなければなりません。義務年限期間には、**2年間の初期臨床研修**（県内の大学病院又は県内の基幹型臨床研修病院が行う研修）、**2年以内の選択研修**（県内の専門研修基幹施設が行う研修及び県内のその他の施設が行う研修で知事が認めたもの）、**5年以上の地域勤務（知事が指定する県内の医師不足地域等の医療機関での勤務）**を含みます。なお、選択研修による義務年限期間の中断は2年間まで認めています。

# 全国の国立大学における卒後の従事要件について②

(続き)

## 出願要件（一部抜粋）

島根大学

(10) 卒業後は、医師国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日から12年を経過する日までの間に、(9)の期間を含めて**9年間キャリア形成プログラムで規定する指定医療機関（うち4年以上は特定地域医療機関）**（13ページ「主な指定医療機関及び特定地域医療機関」を参照）で医師の業務に従事することを確約できる者

山口大学

山口大学  
卒業後、医師免許を取得し、直ちに山口県内の病院で**臨床研修（2年間）**を受け、**修了後4年以上、山口大学医学部及び附属病院を含む県内の医療機関またはその関連施設**で医学・医療の発展や地域医療に貢献することが確約できる者。

愛媛大学

・入学後に愛媛県の奨学金を受給し、**卒業後に愛媛県知事が指定する医療機関において9年間以上勤務する義務※に同意すること**

長崎大学

長崎大学（佐賀県枠）  
3. 入学後は6年間の「佐賀県医師修学資金」の貸与及び大学卒業後は「佐賀県キャリア形成プログラム」の適用を受け、佐賀県内の基幹型臨床研修病院における**2年間の初期臨床研修後、総合診療科、内科、小児科、外科、産婦人科、脳神経外科、麻酔科又は救急科等の医師として、当該プログラムに定める医療機関等で9年間診療に従事することを確約し、佐賀県にその旨の同意書を提出した者**

## 課題について

---



## 課題

- 三重大学における学生募集要項および誓約書には、**卒後の勤務年数や医師不足地域における勤務年数までは記載されていない。**  
一方で、地域枠を募集する全国の国立大学（37大学）のうち、7大学が学生募集要項において、**卒後の勤務年数等を記載している。**
- 三重大学地域枠制度は、**国の制度改正に従って、卒後の従事要件を変更してきた経緯がある。**そのため、地域枠入学者から、苦情が申し立てられるなどの状況も発生しており、**特に医師不足地域における勤務に関するものが大半を占めるため、この点も含めて入学時に卒後の従事要件を明確にしておく必要がある。**

## 対応案

- 三重大学学生募集要項および誓約書について、以下のとおり、**卒後の従事要件を具体的に記載すること**について、三重大学医学部に要請してはどうか。

### ○ 記載内容

**卒業後は、三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラムに基づき、三重県内で9年間（うち一定期間は医師不足地域）勤務すること（※1）（※2）**

（※1）

地域枠A又は三重県地域医療枠：医師不足地域で1年以上（ただし、臨床研修期間を除く）

地域枠B：医師不足地域のうち推薦地域において2年以上（ただし、臨床研修期間を除く）

（※2）

医師不足地域とは、三重県医師確保計画に定める医師少数区域および医師少数スポットを指す

# 第1回 医師派遣検討部会における協議結果

- 第1回 医師派遣検討部会における部会員等の意見（令和4年7月29日開催）

## 意見

（部会員・オブザーバー）

- 地域枠制度は、時代とともに法制度が改正され現在のような状況に至っている。文部科学省が認めるのであれば、卒後の従事要件は明確にしたほうが誤解等を招かないと思われる。
- 卒後の従事要件を明文化することで、地域医療支援センターにおいて、地域枠医師との面談が進めやすくなるため助かる。
- 学生募集要項に卒後の従事要件を記載することについて、地域医療対策協議会で決定後に、大学において検討することとなるが、次回の入試（令和5年度入学者）には間に合わず、次々回からとなることについて了承いただきたい。

## 協議結果

本案については承認された。